

特別規制地域における相互間距離の確保について

裾野市まちづくり課

- ・平成 25 年 10 月 1 日施行の県屋外広告物条例施行規則により、特別規制地域における案内図板については、相互間距離を確保して設置することとなった。
- ・案内図板の相互間距離は、左右方向に 50cm 以上、前後方向に 5m 以上を確保するものである。
- ・既存のものについては、経過措置期間が設けられ、平成 28 年 9 月 30 日までの間は更新することが可能となっている。
- ・なお、経過措置期間後に相互間距離が確保されていない場合においては、更新は許可されないものである。
- ・ただし、隣接する案内図板が違反広告物（未申請含む）である場合には、様々な状況が考えられるため、以下のとおり運用するものとする。

		隣接する看板 B	
		許可あり	許可なし
申請者 A	許可あり (更新)	【県条例に規定】 経過措置期間内に業者間で協議 (両者 25cm ずつ離れる等) 【市独自運用】 並列設置：両者が公平となるような相互間距 (25cm 等) を確保した業者は許可 直列設置：両者が公平となるような表示面 (1.5 m ² 等) を確保した業者は許可	B が相互間距離を確保
	支柱 新設	【県条例に規定】 A が相互間距離を確保	【県条例に規定】 A が相互間距離を確保
	許可なし (新規)	【県条例に規定】 A が相互間距離を確保	【市独自運用】 経過措置期間内に業者間で協議 (両者 25cm ずつ離れる等) 並列設置：両者が公平となるような相互間距離 (25cm 等) を確保した業者は許可 直列設置：両者が公平となるような表示面積 (1.5 m ² 等) を確保した業者は許可

「県違反広告物等是正事務処理要領」に基づき黄色シールが貼付されている案内図板については、相互間距離の計測対象外とするものとする。

「業者間で協議」を目的とする場合には、隣接する看板の設置者名等の問合せに市は対応するものとする。